

鹿 児 島 県 公 報

平成30年1月9日（火）第3380号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 1
- 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港課取扱い) 1
- 公有水面の埋立地の用途の変更 (港湾空港課取扱い) 2
- 公有水面の埋立ての承認 (港湾空港課取扱い) 3
- 道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第12号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州防衛局長から平成29年6月16日鹿児島県告示第741号で告示した公共測量の実施は、平成29年8月31日終了した旨の通知があった。

平成30年1月9日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第13号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成30年1月9日

志布志港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 三反園訓

- 1 免許年月日
平成29年12月22日
- 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 三反園訓
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
志布志市志布志町志布志字若浜3326番から同市志布志町安楽字汐掛296番15を経て同市志布志町安楽字汐掛296番1に至る間の地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点のうち①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線、⑩の地点と⑪の地点を

結ぶ平成9年4月9日付け鹿児島県指令港第14号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +2.26メートルにより決定），㉑の地点と㉒の地点を結ぶ平成9年4月9日付け鹿児島県指令港第14号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +2.26メートルにより決定），㉒の地点と㉓の地点を結んだ線及び㉑の地点と㉓の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 志布志市志布志町安楽字別府1957番1の国土地理院中園四等三角点（北緯31度28分08秒2119，東経131度05分00秒7142）（以下「基点」という。）から149度12分54秒1, 206.89メートルの地点

②の地点 ①の地点から240度49分56秒29.60メートルの地点

③の地点 ②の地点から330度49分56秒2.80メートルの地点

④の地点 ③の地点から240度49分56秒30.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から330度49分56秒17.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から240度49分56秒320.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から150度49分56秒17.00メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から240度49分56秒30.00メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から150度49分56秒2.80メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から240度49分56秒84.11メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から330度50分00秒48.39メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から60度50分00秒477.07メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から60度50分00秒0.14メートルの地点

(3) 面積

16,986.85平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

志布志市志布志町安楽字汐掛296番1，296番15，296番14，296番2，296番7及び296番6の地内並びに同市志布志町志布志字若浜3327番から同市志布志町安楽字汐掛296番15を経て同市志布志町安楽字汐掛296番1に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉔の地点と㉕の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉔の地点 基点から155度42分14秒865.61メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から132度03分24秒521.90メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から240度49分56秒764.01メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から330度55分13秒366.23メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から49度28分23秒65.76メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から15度41分18秒159.52メートルの地点

(3) 面積

321,237.48平方メートル

5 埋立地の用途

埠頭用地

鹿児島県告示第14号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てに関し埋立地の用途の変更を許可した。

平成30年1月9日

志布志港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園訓

1 許可年月日

平成29年12月22日

2 許可を受けた者の名称，代表者の氏名及び事務所の所在地

鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園訓
鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号
平成9年4月9日
指令港第14号

4 埋立地の用途の変更の内容

変 更 前			変 更 後		
用 途	配 置	規 模	用 途	配 置	規 模
埠頭用地	埋立地の東南側に位置	約37.8ha	埠頭用地	変更なし	変更なし
保管施設用地	埋立地の北西側の中央部にあつて、埠頭用地と道路用地②の間に位置	約25.1ha	保管施設用地	変更なし	約25.0ha
緑地	① 埋立地の西側に位置 ② 埋立地の北側に位置	約16.1ha	緑地	変更なし	変更なし
道路用地	① 埠頭用地、保管施設用地、道路用地②及び緑地②と緑地①の間に位置 ② 保管施設用地と緑地②の間に位置	約5.7ha	道路用地	① 埠頭用地、保管施設用地、道路用地②及び緑地②と緑地①の間に位置 ② 保管施設用地と緑地②の間に位置 A 埋立地の北東側に位置	約5.8ha

鹿児島県告示第15号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

平成30年1月9日

志布志港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 三反園訓

- 1 承認年月日
平成29年12月22日
- 2 承認を受けた官庁の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名
国土交通省九州地方整備局
福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長 増田博行
- 3 埋立区域

(1) 位置

志布志市志布志町志布志字若浜3326番から同市志布志町安楽字汐掛296番15を経て同市志布志町安楽字汐掛296番1に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 志布志市志布志町安楽字別府1957番1の国土地理院中園四等三角点（北緯31度28分08秒2119，東経131度05分00秒7142）（以下「基点」という。）から150度37分14秒1, 206.42メートルの地点

②の地点 ①の地点から240度49分56秒380.00メートルの地点

- ③の地点 ②の地点から330度49分56秒2.80メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から60度49分56秒30.00メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から330度49分56秒17.00メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から60度49分56秒320.00メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から150度49分56秒17.00メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から60度49分56秒30.00メートルの地点

(3) 面積

6,504.00平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

志布志市志布志町志布志字若浜3327番から同市志布志町安楽字汐掛296番15を経て同市志布志町安楽字汐掛296番1に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ㊸の地点 基点から154度48分31秒898.76メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から132度00分45秒486.00メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から240度49分56秒550.00メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から330度50分00秒460.00メートルの地点

(3) 面積

216,943.53平方メートル

5 埋立地の用途

埠頭用地

始良・伊佐地域振興局告示第1号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年 1 月 9 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 12月13日	始良市平松7229番地1 有限会社始良土地開発 代表取締役 町田周二	始良市西餅田字堀込3382番1及び堀込, 下笹原, 上笹原, 上クミ迫, 上亀泉院4661番1の一部	60.39	4.77~5.00

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年1月9日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成30年 1 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ指宿店
指宿市東方字野付ノ後8268番1 外26筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成29年8月4日

3 意見の概要

当該変更届出について、支障はありません。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第1号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年1月9日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表64の項を削り、同表に次のように加える。

317	医療法人聖仁会指宿温泉ケアサポート	指宿市西方1050番地
-----	-------------------	-------------